

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和5年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金事務
②事務の概要	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ① 国民年金被保険者の資格に関する届出事務 ② 年金受給に伴う裁定請求事務 ③ 国民年金保険料の免除に関する申請事務 ④ 日本年金機構への異動情報・所得情報提供事務 また、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。
③システムの名称	1 国民年金システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の48、50の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-82-8002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市市民課 TEL:0238-82-8007

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I, 5. ②所属長	市民課長 鈴木 広弥	市民課長 佐藤 隆	事後	人事異動
平成30年4月1日	I, 5. ②所属長	市民課長 佐藤 隆	市民課長 金子 剛	事後	人事異動
平成31年4月1日	I, 5. ②所属長	市民課長 金子 剛	市民課長	事後	
平成31年4月1日	II いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	無	項目の追加	事後	
令和2年6月17日	I, 1. ②事務の概要	国民年金事法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・審査に関する法定受託事務を行う。 特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 被保険者資格に関する届出の受付 ② 基礎年金受給に関する申請の受付 ③ 保険料免除に関する申請の受付	国民年金事法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・審査に関する法定受託事務を行う。 特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 被保険者資格の届出等に関する事務 ② 年金給付の請求等に関する事務 ③ 保険料免除の申請等に関する事務	事前	
令和2年6月17日	II.1.対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月17日	II.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	表紙 特記事項	国民年金事務は法定受託業務として実施しており、市が実施主体となるべき業務についてこの評価書を作成している。	無	事後	
令和3年6月1日	I, 1. ②事務の概要	国民年金事法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・審査に関する法定受託事務を行う。 特定個人ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 被保険者資格に関する届出等に関する事務 ② 年金給付の請求等に関する事務 ③ 保険料免除の申請に関する事務	国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・審査に関する事務処理を法定受託事務として行う。 特定個人ファイルは、次の事務に使用する。 ① 国民年金被保険者の資格に関する届出事務 ② 年金受給に伴う裁定請求事務 ③ 国民年金保険料の免除に関する申請事務 ④ 日本年金機構への異動情報・所得情報提供事務 また、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。	事後	
令和3年6月1日	I, 2. 特定個人情報ファイル名	国民年金被保険者台帳、福祉年金受給者台帳	国民年金情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月1日	I, 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年6月1日	I, 4. ②法令上の根拠	無	番号法第19条7号、別表第二の48、50の項	事後	
令和3年6月1日	I, 7. 請求先	長井市ままの上5番1号 0238-84-2111	長井市栄町1番1号 0238-82-8002	事後	
令和3年6月1日	I, 8. 連絡先	長井市ままの上5番1号 0238-87-0681	長井市栄町1番1号 0238-82-8007	事後	
令和3年6月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月1日	IV, 6. 情報ネットワークシステムとの接続	無	項目の追加	事後	
令和3年6月1日	I. 1. ③システムの名称	国民年金システム	1 国民年金システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ	事後	
令和3年9月1日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年4月1日	II.1.対象人数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	II.2.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II.2.対象人数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	II.3.取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	